

第 147 号	 J R 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 2.28		

申 1 号 **第 3 回団体交渉**③

8. 通達や事務連絡等は組合員・社員の見やすいように掲示し、伝達疎漏のないようにすること。

回答) 通達や事務連絡をはじめとする各種掲示物については、全社員に貸与したモバイル端末の LINEWORKS での即時共有を開始した。今後、掲出方法等は必要に応じて対応していく。

9. 一部職場において管理者等によるパワーハラスメントや不当労働行為が行われているため是正すること。

回答) 従前から社員の人格や尊厳を毀損する行為や保障された権利を侵害する行為は許容しないとの認識のもと、それらが疑われる事案が発生した場合は、慎重な調査の上、個別に対応してきたところであり、今後も必要に応じて対応していく。

10. 社員代表者選挙は各支店において平等な選挙方法で行うこと。

回答) 過半数代表者の選出にあたっては、従前より関係法令に基づき通達を発信し、適切に取扱っているところである。なお、組織改正に伴う一部支店の高速バス統括本部への編入等の実態を踏まえ、選挙の具体的な方法等は箇所ごとの特性に応じて柔軟に定めることで、立候補及び投票の機会の公平性を確保していく考えである。

11. 循環交番については、平成 22 年 7 月 29 日に締結した『労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定』の申し入れ」(JR 東労組バス関申 3 号 2010.7.7) の議事録確認を遵守し、組合員・社員の生活設計を考慮して全職場で明示すること。また、年末年始とゴールデンウィークについては、組合員・社員の生活設計を特に考慮する必要があるため、循環交番提示時に月を跨いだ循環交番を合わせて提示し、休暇申請についても受け付けること。

回答) 乗務割交番の作成については、貴側と締結している「労働条件に関する協約(平成 5 年 10 月 1 日締結)」第 75 条の規程に基づき作成し、年次有給休暇については同第 56 条の規定に基づき請求の受け付けを行っているところである。今後も業務の繁閑を踏まえたうえで、社員の生活設計等にも考慮しつつ、必要に応じて対応をしていく考えである。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！